

静岡産業大学学部間の履修に関する申し合わせ事項

この申し合わせ事項は、静岡産業大学学則第23条の2（他の学部における授業科目の履修等）の規定に基づき、静岡産業大学の学部間の履修に関し、必要な事項を定める。

1. 履修科目及び履修許可

- (1) 履修できる科目は、配当年次が当該学生が在籍する学年と同等またはそれ以下に定められている科目とし、各学部において決定する。
- (2) 履修の許可は、受入れ学部の教務委員会の議決を経て、学部長が行う。
- (3) 学部間の教職課程の履修については、「教職課程履修規程」によるものとする。

2. 単位認定

- (1) 受入れ学部において修得した単位のうち30単位までを在籍する学部の科目として認定し、卒業要件として認めることができる。
- (2) 単位認定は、受入れ学部の科目区分（基礎教育科目または専門教育科目）と同様の区分における選択科目として認定することを原則とし、在籍する学部の教務委員会において決定する。

3. 試験及び評価

試験の実施及び評価については、受入れ学部の定めるところによる。

4. 成績管理

履修科目の成績は、受入れ学部において管理する。

附 則

- 1 この申し合わせ事項は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この申し合わせ事項の施行に伴い、平成13年1月30日締結の「静岡産業大学学部間の単位互換に関する協議書」は廃棄する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申し合わせ事項の改正は、平成31年4月1日から施行する。